

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-4-4
許認可等の種類	組合員による臨時総会(総代会)招集の承認			
根拠法令条例等・条項	中小企業等協同組合第48条及び第55条第6項			
許認可等の概要	事業協同組合、同連合会、事業協同小組合、企業組合及び中小企業団体中央会の組合員(総代)が総組合員(総代)の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会(総代会)の招集を請求した場合、この請求をした日から10日以内に理事が総会(総代会)招集の手続きをしないときは、知事の承認を得て総会(総代会)を招集することができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難)			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね10日間(国と共管の場合は1か月)			
期間の制定根拠	申請書を審査するのに必要な期間			